

【未就学児を家庭で保育している方へ】

家庭内保育世帯応援金のお知らせ

★交付対象者

次の要件すべてに該当する方

- (1) 南関町に住民票があり、居住している方
- (2) 保育所等に入所していない未就学の乳幼児を保育している方
(※満4ヶ月未満の乳児は対象外となります。)
- (3) 育児休業を取得していない方
- (4) 世帯に町税等の未納がない方

★交付金額

※交付金額は乳幼児1人あたりの月額です。

- ◆ 満4ヶ月以上 ~ 満1歳未満 10,000円/月
- ◆ 満1歳以上 ~ 満6歳 5,000円/月

※応援金の交付は、原則その年度に1回、家庭内保育期間に於いての交付となります。



★登録申請

応援金の交付を受けるためには、事前に登録していただく必要があります。

応援金交付を希望する方は、**登録申請書（様式第1号）**にて登録をおこなってください。

★登録後の流れ

- ◆ 応援金交付申請書（様式第2号）の提出 ※基本的に年度末(3月)
(※年度の途中で対象要件に該当しなくなったときは、該当しなくなった月に提出)



- ◆ 申請書類の審査後、交付決定 ※該当世帯に交付決定通知書を送ります。



- ◆ 応援金交付請求書（様式第7号）の提出



- ◆ 応援金の交付 ※口座振込み

※家庭内保育世帯応援金は、**雑所得**になりますので**申告が必要**となります。



<問い合わせ先>

南関町役場 福祉課 子育て支援係

TEL 0968-53-1111 (代表)

0968-57-8503 (福祉課直通)

FAX 0968-53-2351